

高知大学医学部附属病院長候補者選考会議規則

平成 29 年 10 月 12 日
規 則 第 23 号

最終改正 平成30年 7 月10日規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学医学部附属病院長選考等規則（以下「選考等規則」という。）

第2条第3項の規定に基づき、高知大学医学部附属病院長候補者選考会議（以下「選考会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 選考会議は、選考等規則第4条第2項の規定に基づき、学長からの諮問を受けて高知大学医学部附属病院長選考基準案を策定し、学長に答申する。

2 選考会議は、選考等規則第2条第2項の規定に基づき、複数名の高知大学医学部附属病院長候補者（以下「候補者」という。）を選考し、学長に推薦する。

(構成)

第3条 選考会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事 2人
- (2) 医療学系長
- (3) 医学部長
- (4) 医学部附属病院から選出された教員又は職員 2人
- (5) 学長が委嘱する学外有識者 3人
- (6) その他学長が必要と認める者

2 学長は、選考会議設置後、役員会の議を経て、速やかに委員を選定し、委員名簿に選定理由を添えて公表するものとする。

3 第1項第5号に掲げる委員のうち複数の者は、医学部附属病院と特別の関係がある者（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第7条の3に規定する者をいう。）以外から選任するものとする。

(委員が候補適任者として推薦を受けたとき)

第4条 選考の過程において、委員が候補者となるべき適任者になったときは、当該委員は、委員を辞するものとする。

2 前項の規定により委員に欠員が生じた場合は、必要に応じて、前条第1項各号（第2

号及び第3号を除く。)に掲げる者を補充することができる。

(議長)

第5条 選考会議に議長を置き、第3条第1項第1号の委員のうち、学長が指名する者をもってあてる。

2 議長は、選考会議を招集し、主宰する。

(議事)

第6条 選考会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。

2 会議は、議長を除く出席した委員の過半数の賛成をもって議決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(意見の聴取)

第7条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を選考会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 選考会議の事務は、関係各課の協力を得て、医学部・病院事務部総務企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成29年10月12日から施行する。

附 則 (平成30年7月10日規則第25号)

この規則は、平成30年7月10日から施行し、平成30年6月1日から適用する。